

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

介護保険の認定により、「要支援1」「要支援2」に区分された方、基本チェックリストにより事業対象者と判定された方は、介護予防サービス等をご利用いただくことになります。介護予防サービス等の利用にあたっては、「介護予防サービス・支援計画」を作成する必要があります。「介護予防サービス・支援計画」は、利用者との契約に基づき、地域包括支援センター又は地域包括支援センターから再委託を受けた居宅介護支援事業所が作成することになります。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について、知っておいていただきたい内容を説明しますので、わからないことがあれば遠慮なくご質問ください。

1. 地域包括支援センターの概要

センター名 : 八潮市北部地域包括支援センターやしお寿苑
所在地 : 八潮市八条 294 番地 4
電話番号 : 048-930-5123
サービス提供地域 : 八潮市八条、鶴ヶ曽根、八潮団地、伊草、伊草団地、新町、
緑町三・五丁目、伊草一丁目・二丁目
営業日 : 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分（日・祝・1 月 1～3 日を除く）
職員体制 : 管理者 1 人
看護職員 0 人
社会福祉士 1 人
主任介護支援専門員 2 人（管理者を兼務）

2. 利用料金

当センターの介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに対しては、介護保険から全額給付されますので、利用者の自己負担はありません。

*保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合には、1 か月につき次の金額を当センターに支払っていただくことになります。その際、当センターにて「指定介護予防支援提供証明書」を発行します。この「指定介護予防支援提供証明書」を添えて、後日、八潮市（長寿介護課）の窓口に申請することで、払い戻しを受けることができます。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント A（1 月につき）	4, 7 2 9 円
介護予防ケアマネジメント B（1 月につき）	3, 2 3 1 円

※利用の開始月は、初回加算として、3, 2 1 0 円が加算されます。

※再委託を受けた居宅介護支援事業所が介護予防サービス・支援計画を作成した場合、委託開始月に委託連携加算として 3, 2 1 0 円が加算されます。

※介護職員等処遇改善加算（基本単位数＋加算単位数）× 2. 1 %

※地域単価 1 0. 7 0

*その他の費用

交通費 : 無料です。

申請代行手数料 : 希望により要支援認定申請（更新・区分変更申請を含む）に関する手続を無料で代行します。

3. 事故発生時の対応

センターは、利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合に、速やかに利用者の家族及び市の窓口と連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

4. 苦情の対応及び窓口

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関して、または介護予防サービス・支援計画に基づいて提供している各サービスに関して、相談や苦情などがある場合には、下記の窓口へお申し出ください。

【苦情相談窓口】

1 やしお寿苑	苦情解決責任者	施設長 大越 敦子
八潮市北部地域包括支援センターやしお寿苑	苦情受付担当者	管理者 鏑木 静香
	Tel	048-930-5123
2 八潮市健康福祉部長寿介護課	Tel	048-996-2111 (代表)
3 埼玉県東部中央福祉事務所	Tel	048-737-2132
4 埼玉県国民健康保険団体連合会	Tel	048-824-2568

5. 秘密保持について

センターは、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、利用者及びその家族の同意を得ない限り個人情報を用いません。

6. 虐待防止に関する事項

高齢者虐待の発生、再発防止のための委員会の開催、指針・マニュアルの整備、研修等を実施します。また担当者を置き利用者の尊厳保持と人格尊重に努めます。

利用者本人及びご家族等、職員等からの通報があった時は、八潮市高齢者虐待対応マニュアルに基づいて対応します。

虐待防止対応担当者 鏑木 静香

7. 業務継続計画（BCP）の策定について

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

感染症の予防およびまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組みます。

8. その他運営についての留意点

ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつハラスメント対策に取り組めます。